

# I. 1級電気工事施工管理技術検定 受検資格と提出書類等

## 1. 第一次検定の受検資格と提出書類等

- ・下表にあげる受検資格の区分イ～ホのいずれかに該当する者は、第一次検定を受験できます。
- ・区分イ～ニに該当する者は、第一次検定合格後、第二次検定受検手数料の支払い手続きにより同じ年度の第二次検定を受験することができます。
- ・区分ホは、第一次検定のみの受検資格です。この区分で受験し第一次検定に合格した場合、そのままでは、**第二次検定の受検資格を満たしていないため、今年度の第二次検定は受験できません。**翌年度以降、区分イ～ニのいずれかの受検資格に該当するときには、第二次検定への新規受験申込が可能です。
- ・実務経験年数は、令和3年3月31日現在で計算してください。このとき、年数が不足して受検資格を満たせない場合、第一次検定の試験日の前日まで算入することができます(なお、2級電気工事施工管理技士の方は、第二次検定の試験日の前日まで算入することができます)。

実務経験年数については、必ず次の項目を参照して正しく算定してください。  
 実務経験の内容：P6～7、年数の計算方法：P8、年数計算の注意事項：P8～9

※技術士法による技術士第二次試験のうち、技術部門を電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門(選択科目が電気電子部門又は建設部門)のいずれかの合格者で、区分イ～ニのいずれかを満たしている場合、第二次検定から受験できます(提出書類等については下表とP24参照)。

■新規受験申込者の受検資格と提出書類(再受験申込者はP14～15をご覧ください。)

区分	学歴・資格	電気工事施工管理に関する実務経験年数(注2)		新規受験申込者の提出書類	
		指定学科(注1)	指定学科以外	受検資格に応じて提出する書類	受検資格に関わらず全員が提出する書類
イ	大学 専門学校の「高度専門士」	卒業後 3年以上の 実務経験を有する者 【1年以上の指導監督的実務経験を含むことが必要】	卒業後 4年6ヶ月以上の 実務経験を有する者	卒業証明書(原本) (卒業式でもらう卒業証書の原本不可、コピーも不可) 詳細はP15を参照してください。  ・高度専門士、専門士の場合には、卒業証明書に加えて、その称号が付与されていることを確認できる書類も提出してください。なお、卒業証明書に高度専門士または専門士の記載があれば、卒業証明書だけで結構です。 【高度専門士、専門士については、卒業校にご確認ください。】	受検申請書(A票) ・記入例P17を参照してください。  実務経験証明書(B票) ・受検資格の区分イ、ロ、ニのいずれかに該当する方はすべて正しく作成してください。 ・P6～11を確認し、記入例P18～19を参照してください。 ・B票が最も重要な書類です。適正に作成してください。
	短期大学 高等専門学校(5年制) 専門学校の「専門士」	卒業後 5年以上の 実務経験を有する者 【1年以上の指導監督的実務経験を含むことが必要】	卒業後 7年6ヶ月以上の 実務経験を有する者		
	高等学校 中等教育学校(中高一貫校) 専門学校の専門課程	卒業後 10年以上の 実務経験を有する者(注3 注4) 【1年以上の指導監督的実務経験を含むことが必要】	卒業後 11年6ヶ月以上の 実務経験を有する者(注4)		
	その他(学歴は問わず)	15年以上の実務経験を有する者(注4) 【1年以上の指導監督的実務経験を含むことが必要】			
ロ	第一種、第二種または第三種 電気主任技術者免状の交付を受けた者	6年以上の実務経験を有する者(免状交付後ではなく通算の実務経験年数) 【1年以上の指導監督的実務経験を含むことが必要】		電気主任技術者免状(コピー)	住民票(または住民票コード) ・詳細はP15を参照してください。
ハ	第一種電気工事士免状の交付を受けた者	実務経験年数は問わず(B票の作成は不要)		第一種電気工事士免状(コピー) <small>以下の書類は不可</small> ・第一種電気工事士試験合格証書 ・第一種電気工事士講習修了証 ・高圧電気工事技術者試験合格証書	証明写真(パスポート用証明写真) ・A票に貼付してください。 ・詳細はP16を確認し、記入例P17を参照してください。
ニ	2級電気工事施工管理技術検定 第二次検定 <sup>※</sup> 合格者 (※令和2年度までは実地試験)	合格後5年以上の実務経験を有する者(注3 注4) 【1年以上の指導監督的実務経験を含むことが必要】		2級電気工事施工管理技術検定第二次検定合格証明書(コピー) (令和2年度までは2級電気工事施工管理技術検定合格証明書)	受検手数料(¥13,200)の振替払込受付証明書 ・同封の指定用紙を使用し、受験申込者名で個人別に払込し、 受検申請書上部の貼付欄にのりづけしてください。
	2級電気工事施工 管理技術検定第二 次検定 <sup>※</sup> 合格後、実 務経験が5年未満 の者 (※令和2年度まで は実地試験)	短期大学 高等専門学校(5年制) 専門学校の「専門士」	上記イの区分参照 【1年以上の指導監督的実務経験を含むことが必要】	卒業後 9年以上の実務経験を有する者 (注4)	
		高等学校 中等教育学校(中高一貫校) 専門学校の専門課程	卒業後 9年以上の 実務経験を有する者(注4) 【1年以上の指導監督的実務経験を含むことが必要】	卒業後 10年6ヶ月以上の 実務経験を有する者(注4)	
その他(学歴は問わず)	14年以上の実務経験を有する者(注4) 【1年以上の指導監督的実務経験を含むことが必要】				
ホ	2級電気工事施工管理技術検定第二次検定 <sup>※</sup> 合格者 (※令和2年度までは実地試験)	実務経験年数は問わず(B票の作成は不要)		2級電気工事施工管理技術検定第二次検定合格証明書(コピー) (令和2年度までは2級電気工事施工管理技術検定合格証明書) ・令和2年度合格者は、合格通知書のコピーを提出してください。	

## 注意事項

- 注1 指定学科については、P4～5、P30をご覧ください。
- 注2 実務経験年数等について
  - ・実務経験年数には、1年以上の指導監督的実務経験を含むことが必要です。
  - ・詳細は、P6～をご覧ください。実務経験証明書の記入例は、P18～19をご覧ください。
  - ・受検資格上の内容を確認するため、当方が指定する書類を、後日追加提出していただく場合があります。
  - ・夜間部(第二部)卒業者の実務経験年数は、P11をご覧ください。
  - ・大学院修了の方の実務経験年数は、修了年月日以降の経験年数を計算してください。
- 注3 下表(注3)がついている実務経験年数について、主任技術者の要件を満たした後、専任の監理技術者または特例監理技術者の配置が必要な工事に配置され、当該監理技術者の指導を受けた2年以上の実務経験を有する方は、実務経験年数の2年短縮が可能です。詳細はP11を参照してください。
- 注4 下表(注4)がついている実務経験年数について、専任の主任技術者を1年(365日)以上経験し、必要書類をすべて提出できる方に限り、実務経験年数の2年短縮が可能です。詳細はP12を参照してください。
- 注5 その他
  - ・日本国外の学校を卒業した方または日本国外で実務経験を積んだ方は、P13～14を参照してください。
  - ・卒業証明書、資格証明書に記載されている氏名が現在と異なる場合は、戸籍抄本を添付してください。
  - ・大学から「飛び入学」で大学院へ進学した方は、受検資格について個々に審査を受け、国土交通大臣認定を受ける必要があります。
  - ・専門職大学前期課程修了者は、短期大学卒業と同等です。修了証明書(原本)を添付してください。
  - ・高等学校卒業程度認定試験(旧・大学入学資格検定)の合格者は、高等学校指定学科以外の卒業と同等です。合格証明書(原本)を添付してください。
  - ・すでに合格済みの方は、同じ検定へ受験申込することはできません。

## ■ 学歴が指定学科に該当しているかを確認する

ご自分の卒業した学科が、指定学科に該当しているかどうかを次の手順で確認してください。

### I 大学 短期大学 5年制高等専門学校 高等学校

- ① P31【表1】を確認→卒業した学科が【表1】にあれば指定学科です。
- 【表1】に無かった
- ② P31～46【表2】を確認→卒業した学校・学科が【表2】にあれば指定学科です。
- 【表2】にも無かった
- ③ 卒業した学科は指定学科以外です。

①～③のいずれかに該当する方は、学歴を確認するために受検申請書類に  
**卒業証明書（原本）**  
を添付してください。

### II 5年制高等専門学校の専攻科

- ① P46～47【表3】[短大・高等専門学校(5年制)]を確認。  
→卒業した学校・学科、専攻科が【表3】の記載と一致していれば、大学の指定学科として取り扱います。
- 【表3】に無かった
- ①に該当する方は、学歴を確認するために受検申請書類に  
・高等専門学校の卒業証明書（原本）  
・専攻科の修了証明書（原本）  
の両方を添付してください。
- ② 5年制高等専門学校の学歴で判定します。Iの方法で確認してください。

### III 高等学校の専攻科

- ① P48【表4】[高等学校]を確認。  
→卒業した学校・専攻科が【表4】にあれば短期大学の指定学科として取り扱います。
- 【表4】に無かった
- ①に該当する方は、学歴を確認するために受検申請書類に  
**高等学校専攻科の修了証明書（原本）**  
を添付してください。
- ② 高等学校の学歴で判定します。Iの方法で確認してください。

#### 卒業証明書とは

卒業したことの証明が必要になったときに、その都度、卒業校に依頼して発行してもらう書類のことです。卒業式でもらう卒業証書とは別の書類です。（修了証明書も同様です。）

## IV 専門学校

- ① P47【表3】[各種学校]、P49～52【表5】、P52【表6】を確認。  
→卒業した学校・学科が表の中にあれば指定学科です。  
【表3】と一致すれば大学の指定学科  
【表5】と一致すれば短期大学の指定学科  
【表6】と一致すれば高等学校の指定学科 } として取り扱います。
- 【表3】【表5】  
【表6】に無かった
- ①に該当する方は、学歴を確認するために受検申請書類に  
**専門学校の卒業証明書（原本）**  
を添付してください。
- ② 卒業した学科が、「高度専門士」または「専門士」の称号が付与される学科だった場合は、次のように取り扱います。  
→卒業した学科がP31【表1】の中にあれば指定学科です。  
高度専門士は大学の指定学科 } として取り扱います。  
専門士は短期大学の指定学科 }  
→卒業した学科がP31【表1】の中に無ければ指定学科以外です。  
高度専門士は大学の指定学科以外 } として取り扱います。  
専門士は短期大学の指定学科以外 }
- 高度専門士・  
専門士  
ではない
- ②に該当する方は、学歴を確認するために受検申請書類に  
・専門学校の卒業証明書（原本）  
・「高度専門士」または「専門士」の称号が付与されていることを確認できる書類（※）  
の両方を添付してください。
- ※卒業証明書に「高度専門士」または「専門士」の記載があれば卒業証明書だけでかまいません。もし記載されていない場合は、卒業校に問い合わせる高度専門士・専門士の称号を確認できる証明書の発行を依頼してください（高度専門士・専門士については、卒業校にお問い合わせください）。
- ③ 卒業した学科が専門課程だった場合は、次のように取り扱います。  
卒業した学科がP31【表1】にあれば高等学校の指定学科  
卒業した学科がP31【表1】になければ高等学校の指定学科以外 } として取り扱います。
- ①～③の  
どれも  
該当しない
- ③に該当する方は、学歴を確認するために受検申請書類に  
**専門学校の卒業証明書（原本）**  
を添付してください。
- ④ 次のVの項目で確認してください。

## V I～IVのどれにも該当しない学校

- ① P47～48【表3】[その他]、P48～49【表4】[その他]を確認。  
→卒業した学科が表の中にあれば指定学科です。  
【表3】と一致すれば大学の指定学科  
【表4】と一致すれば短期大学の指定学科 } として取り扱います。
- 【表3】【表4】  
に無かった
- ①に該当する方は、学歴を確認するために受検申請書類に  
・卒業証明書（原本）  
を添付してください。
- ② それ以前の学歴でI～IVのどれに該当するかを確認してください。